

宜野湾市 市民協働推進基本指針

【概要版】

「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現
じの～ん
～宜野湾市だからこそできる、住んで良かったと思えるまちづくり～



平成27年6月
宜野湾市

なぜ協働なの？



少子高齢化

人口の年齢構成比が変わりつつあり、高齢者の割合が上昇しています。

人口減少

宜野湾市の将来推計人口も 2025 年をピークに減少していくと予想されています。



様々な社会問題

一人暮らし高齢世帯の見守り、防災や災害時支援など一つの組織で解決することが難しい課題が出てきています。



ライフスタイルの変化

市民間のつながりも希薄になり、価値観も多様化・複雑化しています。

市民の暮らし(公共)は、これまで主に行政(市役所)が担ってきました。しかし、今後は市民、自治会、市民団体、企業、教育機関、行政などの地域の多様な主体がお互いの持っている能力や特性を活かして、それぞれが市民の暮らし(公共)を支え合い「協働」することにより、多様化・複雑化した地域課題に対して、柔軟できめ細やかな対応が可能となります。

お互いの力を合わせた「協働」の過程を踏まえることにより、地域のコミュニティの力が上がり、世代を超えた新たな結びつきや今後の地域運営に見合った役割と責任を果たしていくことが可能となります。

協働で目指すまちの姿とは

協働による

「誇りと愛着の育まれるまちづくり」の実現

～^{じの～ん}宜野湾市だからこそできる、住んで良かったと思えるまちづくり～

協働型の地域社会が作られることは、「まちを良くしたい」と考える人が増えたり「自分たちのまちは自分たちでつくる」といった市民の自治意識が芽生えることにも繋がり、「宜野湾市だからこそできる」といったまちへの誇りが生まれ、「このまちに住んで良かった」といったまちへの愛着が育まれ、まちの課題解決力が高まります。



協働ってどういうこと？

協働とは、市民、自治会、NPO、ボランティア団体、市民団体、企業、教育機関、行政などが、地域や社会の課題解決に向けてお互いの持っている良いところや特性を持ち寄って、お互いの可能性を拡げながら一緒に取り組むことです。



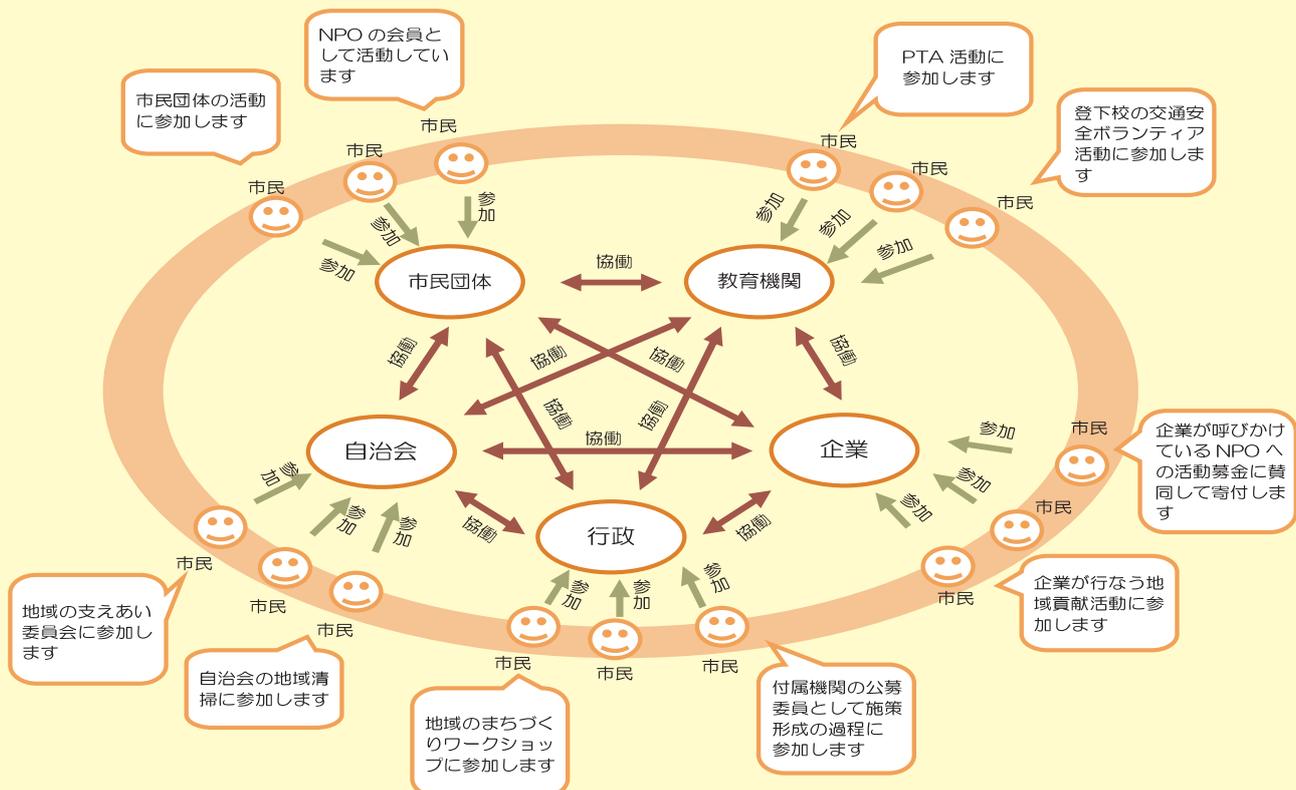
協働って誰がするの？

この指針では、協働する主体として次のように位置付けます。協働によるまちづくりは市民一人からでも参加できます。



- (1)自治会 (地縁型活動団体・・・子ども会、老人会、婦人会など)
- (2)市民団体 (目的型活動団体・・・NPO、ボランティア団体、各種市民団体など)
- (3)企業 (事業所など)
- (4)教育機関 (小・中学校、高等学校、専門学校、大学など)
- (5)行政 (市役所)

協働の主体と市民の関係図



参加と協働の違いとは

この指針では、参加とは、市民が地域や社会の課題解決に向けて自分の考えや思いを表明しながら自発的にかかわることをいいます。例えば、市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動(地域懇談会やまちづくりワークショップ)などへ参加することを指します。協働によるまちづくりに向けた第一歩は、参加することによって市民が地域や社会とのかかわりを持つことから始まります。

協働は、地域や社会の課題解決のために、市民との関係よりも、より効果の高い組織としての関係を基本に、組織と組織とが対等な立場で、お互いの自主性や主体性を尊重しながら協力して活動することをいいます。



協働の主体と市民に期待されること

協働によるまちづくりを進めるにあたって、お互いの期待される特徴を理解することが重要です。



協働をする際の原則

対等の原則

各主体が、横の関係にあることをお互いに認識し、自由な意思に基づき取り組むことが必要です。

協働に 欠かせない 7つの原則

公開の原則

協働相手の選定から、事業実施後の評価まで、公開を原則として透明性を確保し、開かれた状態であるよう努めることが必要です。

自主性尊重・自立化の原則

自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるように協働を進めることが必要です。

この原則は、協働の主体が協働する際にお互いの立場を越えて、対等なパートナーシップを築くための重要な原則であり、主なものとして7つの原則があります。

自己変革の原則

互いの組織を刺激し、新たな気づきや振り返りから、これまでとは違った仕事のあり方や役割を見出し、自己変革ができます。

相互理解の原則

組織に関する情報をわかりやすく提供すると共に、主体同士でのコミュニケーションを確保し、相互に高め合う意識が必要です。

目的共有の原則

主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容などを明確にし、円滑な取り組みを進めることが可能となります。

成果共有の原則

得られた成果については、一方のみが保有することなく、お互いで共有することが原則です。

協働に相応しい領域とは

それぞれが協働に頼らない独自の活動領域(A と E の領域)があってはじめて「協働」で取り組むことができるのであり、このAとEの領域でそれぞれが「自立した活動」がなければ、協働で取り組むことはできません。



- 【A】：自己組織が単独で主体的に活動する領域
- 【B】：自己組織が主体的に活動し、相手側組織が後援、資金・場所の提供などで支援する領域
- 【C】：自己組織と相手側組織が対等な関係でパートナーシップを組み活動する領域
- 【D】：相手側組織が主導し、自己組織への参加や協力を求める領域
- 【E】：相手側組織が単独で責任を持って対応すべき領域

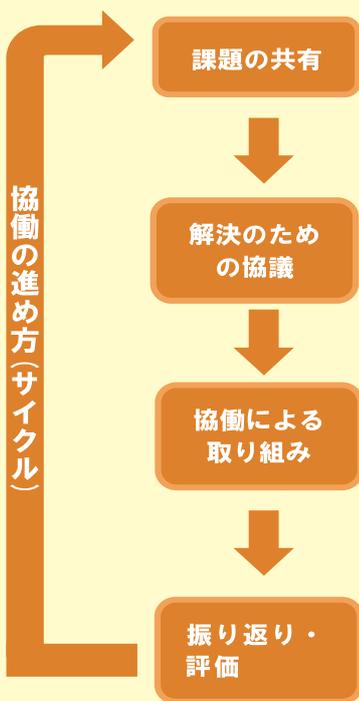
協働する際の様々な形

取り組みを行う組織同士の関係も課題にあわせて柔軟になると考えておくことが重要です。

「協働」の形	特徴	イメージ
1対1の協働	協働の主体と行政、又は協働の主体同士が協働する形態であり、標準的な協働の形となります。	<p>【官-民の関係】</p> <p>【民-民の関係】</p>
1対多の協働	行政と複数の協働の主体、または単独の協働の主体と複数の協働の主体が協働に取り組む場合があります。	<p>【官-民の関係】</p> <p>【民-民の関係】</p>
多対多の協働	協働の主体と行政が共に複数の組織として、1つの協働の取り組みに関わっている形態です。	

協働による取り組みを進める4つのプロセス

協働は取り組むことが目的ではなく、どのように進めるかが重要となります。



この段階は、地域課題や困っていることなどについて、みんなで共通認識を持つことから始まります。それぞれ協働の主体が取り組んでいる事業や持っている情報を互いに提供し、市民ニーズの把握や課題設定を行うための意見交換などを行います。既に行われた協働による取り組みについては、振り返り・評価から挙げた課題等について共有することになります。

この段階は、共通の目的達成のための事業企画を練ることになります。協働で行う目的やお互いの役割、協働の形態や成果などについて、お互いの特性や自主性を尊重しながら、対等な立場で協議します。

この段階は、協働による取り組み段階になります。取り組みに当たっては、協働の原則を遵守し、取り組み期間中も定期的な協議の機会を設けながら、相互に振り返りを行い、適切な事業実行に努めることが重要です。また、協働による取り組みに関する情報も積極的に公開するように努めます。

この段階は、協働による取り組みを振り返り、評価することになります。これまでのプロセスを協働の原則に沿って、振り返るとともに、協働による取り組みの達成状況を評価して、全体的な課題と問題点を抽出し、次の協働の取り組みに活かしていきます。また評価の結果についても広く公開することも必要です。そうすることにより、協働による取り組みへの透明性・信頼性が高められるとともに、市民の理解促進にも繋がります。

協働する方法とは

各施策への 参画・提案	各施策の立案過程や事業の企画段階から参画・提案することにより、それぞれの立場から市民ニーズに適した事業を推進することができます。
委託	協働の主体に委託することで、専門性や柔軟性などそれぞれの特性を活かした、先駆的な取り組みや多様なサービスの提供が可能となります。
共催	共同でひとつの事業を行い、それぞれの得意分野を活かした役割分担で、効率的・効果的な事業展開ができます。
事業協力	共催以外の形態で、2つ以上の組織が合意のもとに、それぞれが持つ人材や情報、ノウハウ等を提供し合い、協力して事業を行うことです。
後援	公益性・公共性の高い事業に対して行政や企業等の後援名義の使用を認めて支援することで、事業の信頼性が高まり、高い事業効果を生み出すことが期待できます。
実行 委員会	複数の組織などで構成される「実行委員会」「協議会」などが主催して事業を行い、それぞれの特性やネットワークを活用した事業の展開ができます。
補助金 助成金	公共の主体が行う公益性・公共性の高い事業に対し、行政や企業等が補助金・助成金の支援を行い、活動の推進を行います。



市の施策に対して市民目線の提案を取りまとめた市民討議会

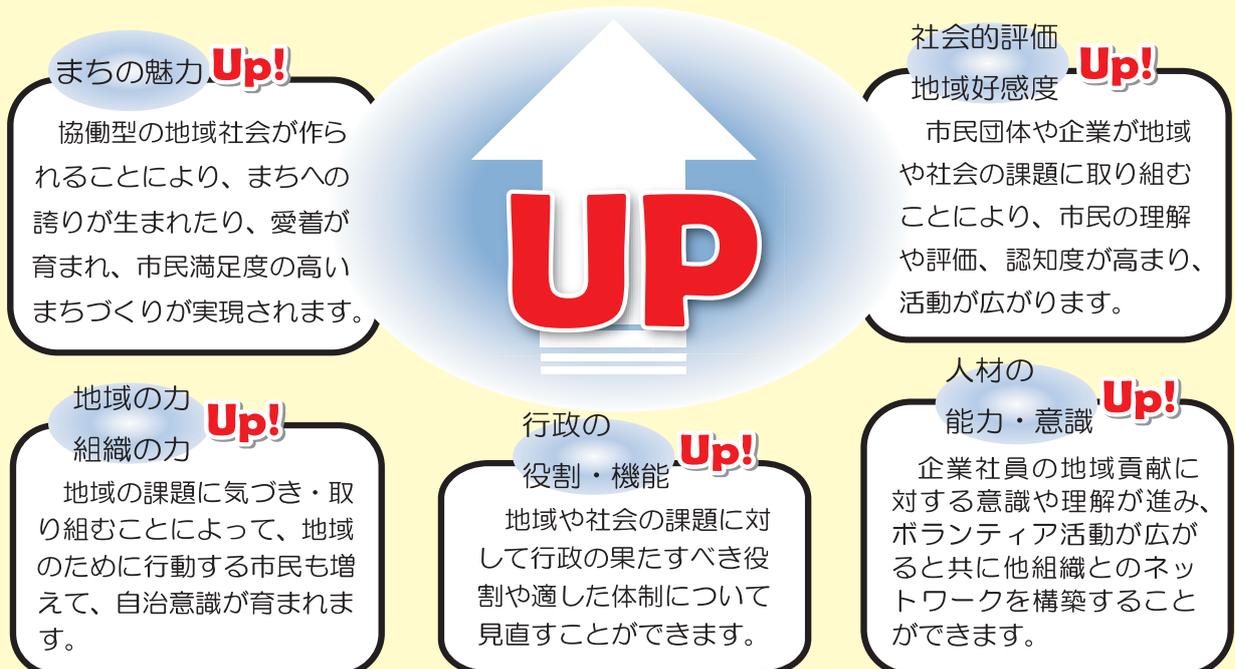


長田区と社協と市が主体となって共催した地域づくりワークショップ



毎年、実行委員会形式で実施されるぎのわん車いすマラソン大会

協働するとこうなります



協働推進のための施策指針

協働を推進するために、行政の4つの施策指針を示しています。

1 市民参加の推進

目標： 市民がボランティアや地域活動、行政が行う事業や活動などへ「参加」し、地域や社会に関わりを持つよう、市民の「参加」を促進する施策に取り組みます。

【具体的施策】

- 協働情報誌の発行
- 誰もが参加しやすい地域講座などの企画・開催
- 市民意見公募手続（パブリックコメント）の推進 など

参加しやすい仕組み



2 協働の主体の育成・支援

目標： 協働によるまちづくりを進めるために、協働の主体に対する情報、人材・団体、資金等の支援・育成に取り組みます。

【具体的施策】

- 活動情報の一元集約・情報窓口の設置
- 協働の人材バンクの設立
- 中間支援組織の研究・育成 など

人材・団体育成



3 協働による取り組みをやすくするための環境整備

目標： 協働の主体が、地域の課題や困っていることなどを協働して解決しやすい環境を整えます。

【具体的施策】

- 自治会や地域単位での話し合いの場づくり
- 協働の手引き・協働 Q&A の作成・普及
- 協働による取り組みの評価制度の構築 など

話し合いの場



4 本指針・施策の評価・見直し

目標： 指針の基本的な成果や課題、進捗状況等に対する評価・公表や社会情勢の変化により、地域課題や協働を取り巻く社会環境も変化していくため、基本指針を見直すことも必要です。

【具体的施策】

- 基本指針・施策の進捗に対する評価、公表
- 基本指針・施策の見直し

進捗評価・公表



問合せ：企画部 市民協働推進課 市民協働係
☎ 893-4411 内線403・422 FAX 892-7022
E-mail kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp